

## 契約の方法及び入札の条件

(条件付一般競争入札の場合)

### 1 契約の方法

福島県条件付一般競争入札実施要領に基づく条件付一般競争入札とする。

初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、明らかに入札参加資格を有しない者があった場合、その者は再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札を行った場合で再度入札を執行しても落札候補者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合がある。

入札者がいない場合は、当該入札は取りやめる。

### 2 入札の条件等

入札の際提示すべき条件は、次のとおりとする。

#### (1) 入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (2) 入札保証金

福島県財務規則(以下「規則」という。)第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

#### (3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する。

#### (4) 落札者

予定価格の制限範囲内かつ最低制限価格を下まわらない最低の価格をもって申込みをした者から第2順位までを落札候補者とし、第1順位の者から順に入札参加資格確認を行い落札者を決定する。

#### (5) 契約保証金

規則第228条に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とする。契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款(以下「約款」という。)第4条の規定による担保の提供をもって代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、落札額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となるときは、この限りではない。

また、落札者は別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

#### (6) 前金払(債務負担行為に基づく契約の場合は、特約条項の規定による。)

規則第112条で定める前金払は次のとおりとする。

##### ア 第1項に定める前金払

請負代金額の5割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

##### イ 第2項に定める中間前金払

請負代金額の2割以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)

#### (7) 部分払(債務負担行為に基づく契約の場合は、特約条項の規定による。)

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額(1万円未満の端数は切捨てる。)とする。ただし、既済部分に対する代価が請負代金の10分の5(中間前払金の約定をするときは、10分の6(前金払の約定をしないときは、10分の3))を超えた場合に限る。

なお、部分払の回数は規則第239条第3項の定めるところによる。

#### (8) 工期

工期は120日間とする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者(以下「発注者」という。)が指定する日とする。

#### (9) 建設業退職金共済組合への加入

建設業者は、建設業退職金共済組合に加入すること。

#### (10) 建設労働者の休養

日曜、祝日、休日は労働者を休業させるよう配慮すること。

- (11) 現場代理人等届  
受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。
- (12) スライド条項に基づく請負代金額の変更  
約款第26条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。
- (13) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更  
約款第26条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (14) インフレ条項に基づく請負代金額の変更  
約款第26条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。
- (15) 不可抗力による損害の負担  
約款第30条第3項に定める損害額の負担を求めるときは善管処理を裏付ける資料を添付すること。また、同条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。
- (16) 下請負に付す場合の遵守事項  
工事の一部を下請負に付す場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。
- (17) 監理技術者  
工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を配置すること。
- (18) 現場代理人の常駐義務の緩和  
この工事については、落札者の申請に基づき、発注者が認める場合、他の工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
- (19) 工事請負契約書  
「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を必要に応じて挿入する。
- (20) 経営事項審査  
入札説明書のとおりとする。
- (21) 見積内訳総括表  
入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳総括表（低入札価格調査事務処理要領様式第6号）を提出しなければならない。
- (22) 見積内訳書  
入札参加者又は入札参加者の代理人は、見積内訳書（数量・単価・金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。見積内訳書の提出がない場合、当該入札は無効とする。
- (23) 契約確定の時期  
地方自治法第234条第5項の規定により発注者及び受注者が記名押印したとき確定する。

入札の際呈示すべき書類は次のとおりとする。

- 1 福島県工事請負契約約款
- 2 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 3 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

〔別記〕特記事項・特約条項

6 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

（注 この特記事項は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事に該当しない場合は、特記しない。）

特約条項

第1 受注者は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第1項に規定する請負代金内訳書の提出を要しない。

第2 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

（注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第3以下の各条項を繰り上げることとする。）

第3 約款第38条第1項ただし書きの表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める回数は3回（中間前金払をする場合は2回）とする。

（注 この特約条項は、落札額が2,000万円以上の場合に特約することとし、2,000万円未満の場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を繰り上げることとする。）

第4 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し、受注者が受注している他の工事（以下「他の工事」という。）の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において、約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第5 本契約における前払金については、約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

第6 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

注意 下線部分\_\_\_\_\_は、契約書には記載しないこと。